

埋蔵文化財について

1. 周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法第93条第1項）

区内には、国及び都によって範囲指定された周知の埋蔵文化財包蔵地が102番まであります。この**指定範囲内で開発**（建物建設・道路整備など）を行う場合は、次のような手続きが必要となります。（該当地かどうかにつきましては、電話でお問い合わせください。）

2. 届出が必要となります

工事着工予定日の**60日前**までに届出が必要となります。

届出は、所定の**届出用紙**及び**土地所有者の承諾書**に**案内図・配置図・基礎の構造（基礎断面図）**を示す設計図の三種を添付して、**2通**（東京都教育委員会用及び中野区教育委員会用）提出していただきます。提出先は、中野区区民文化国際課文化財係です。

3. 届出後の立会い・発掘調査について

届出後の扱いは、**建物の地下に関わる構造**によって異なります。

（1）一般木造建築で地下室等がない場合

地表面からの掘削深度が50cm前後の木造建築の場合は、地下の埋蔵文化財の破壊の恐れはほとんどないため、根切り工事時点での中野区文化財担当職員の**立ち会い調査**となります。

この時、遺物（土器・石器等）が出土した場合は、中野区にお引渡しいただくこととなりますが、建築工事の中止は原則としてありません。

（2）鉄筋コンクリート構造・地下室のある場合

鉄筋コンクリート構造と地下室のある建物、恒久的な道路整備等の場合は、着工の前に**試掘調査**を行います。その結果、遺構（住居跡等、土地に対して働きかけた構造物）が発見されますと、**本調査**という流れになります。

試掘調査で何も発見されなかった場合と本調査が終了した場合、**工事着手**となります。上記の処置が済んでいれば、いずれの場合も工事ができないということはありません。

※ **軽量鉄骨構造**の場合は、基礎の掘削深度の度合いから立ち会いか試掘かを判断します。

※ 地盤改良などによる天地返しや柱状改良も、原則として調査が必要な要件です。

※ 鋼管杭は、原則として**立ち会い**の要件となります。

4. 経費負担について

職員立ち会い調査の場合は経費はかかりませんが、試掘調査・本調査に関しては、次のような経費負担がかかります。

（1）届出者（建築主）が負担しなければならない場合（原因者負担）

マンション・賃貸住宅・建売住宅・事業所の事務所・店舗・工場・倉庫など、事業目的の開発に伴う埋蔵文化財の調査については、その経費は**原因者負担**となります。

（2）行政側が負担する場合

個人専用住宅及び中小企業基本法第二条第5項に該当する従業員20名以下の小規模企業者で著しく**経費負担が困難な場合**は、調査経費は**全額行政側の負担**となります。

5. 調査期間と発掘経費額

(1) 試掘調査の場合

経 費：東京都に登録されている民間調査組織に調査を委託した場合は、**1日当り25万円（消費税別）**が標準的です。（建主又は建主の委託を受け当該建築工事を施工する会社が試掘調査の実施能力を有し、調査の全部又は一部を担う場合は、担う範囲によって経費は変わります。）

期 間：**建築面積120㎡位までの戸建住宅**の場合は、**1日**で完了します。**マンション等大きな建物**の場合は、開発面積や建物配置によって異なりますので、個別の協議となります。

調査の方法：中野区教育委員会の監督のもと、建築面積の10～25%の範囲のトレンチ調査（幅2mの溝をトレンチといいます。）を行います。

(2) 本調査の場合

経 費：**1㎡当り約4万円**がこれまでの実績の上限額です。

期 間：**1日当り15～18㎡が調査可能面積**となります。

調査の方法：調査は、試掘調査で遺構が発見された部分を中心に必要面積・期間を算出して、中野区教育委員会の監督のもと、東京都に登録されている民間調査組織が行います。調査に先立ち、開発事業者・中野区教育委員会・民間調査組織との間で必要事項を協議した上、**三者協定を締結**して調査に入ります。

問い合わせ先

中野区区民部 区民文化国際課 文化財係

〒164-8501 中野区中野4-8-1 電話 03(3228)8731

FAX 03(3228)5456